

六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付要領

制定 令和2年4月1日
一部改正 令和3年4月1日
一部改正 令和4年4月1日
一部改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この要領は、市が六甲山・摩耶山における浄化槽の設置に係る事業に対し補助金を交付することにより、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境を保全するとともに、六甲山・摩耶山の活性化を図ることを目的とする。

2 六甲山浄化槽設置整備事業補助金の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要領の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要領において使用する用語は、神戸市浄化槽指導要綱（昭和61年10月1日市長決定）において使用する用語の例による。

(補助対象となる浄化槽)

第3条 補助対象となる浄化槽は、処理対象人員11人以上100人以下の浄化槽であって、環境省関係浄化槽法施行細則（昭和59年厚生省令第17号）第1条の2に規定する放流水の水質の技術上の基準及び神戸市浄化槽指導要綱における排水基準に適合する性能を有するものとする。

また、処理対象人員21人以上の浄化槽にあっては、次のいずれかに該当する高度処理型浄化槽を補助対象とする。

- 放流水の総窒素濃度が20mg/l以下又は総燐濃度が1mg/l以下の機能を有するもの。
- 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が97%以上かつ放流水のBODが5mg/l（日間平均値）以下の能力を有するもの。

ただし、神戸市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年7月1日市長決定）による補助を受けようとする浄化槽は、この要領による補助の対象外とする。

2 処理対象人員は、原則として日本工業規格A3302（建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準）に基づき算定するものとする。この場合において、1未満の端数は、切り上げるものとする。

(補助対象地域)

第4条 補助対象地域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）第36条に定める集団施設地区に指定された瀬戸内海国立公園の六甲山集団施設地区及び摩耶山集団施設地区とする。

(補助金の交付)

第5条 市長は、前条の補助対象地域内において、第3条の浄化槽を設置しようとする者に対して、予

算の範囲内で補助金を交付する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1)浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項の規定に基づく設置の届出の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者。

(2)建築物等を借りている者で、浄化槽の設置に関し当該建築物等について権原を有している者の承諾が得られない者。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める額を限度とする。

(1)処理対象人員11人以上20人以下の浄化槽を設置する場合	1,170,000円
(2)処理対象人員21人以上30人以下の浄化槽を設置する場合	1,860,000円
(3)処理対象人員31人以上50人以下の浄化槽を設置する場合	2,496,000円
(4)処理対象人員51人以上100人以下の浄化槽を設置する場合	2,850,000円

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、第3条の浄化槽の設置に係る事業(以下「補助事業」という。)の着工前に、様式第1号による六甲山浄化槽補助金交付申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(1)審査期間を経過した浄化槽法に基づく浄化槽設置届出書の写し又は建築基準法に基づく確認済証(建築設備の変更届を含む)の写し

(2)建築物の付近見取図

(3)建築物の平面図(処理対象人員の算定の基となる面積を明示したもの)

(4)浄化槽の配置図(浄化槽の位置並びに浄化槽へ流入するまでの経路及び浄化槽から放流先までの経路を明示したもの)

(5)浄化槽の構造図((7)～(9)により浄化槽の構造等を明確に説明できる場合は不要)

(6)浄化槽の設計計算書及び処理工程図((7)～(9)により浄化槽の構造等を明確に説明できる場合は不要)

(7)建築基準法第68条の26の規定に基づく認定証

(ただし国土交通大臣が定める構造方法(昭和55年建設省告示第1292号)に規定する構造方法以外の浄化槽のみ)

(8)浄化槽法第13条の規定に基づく型式認定証(ただし工場生産の浄化槽のみ)

(9)(一財)日本建築センターの型式適合認定書(ただし認定を受けた浄化槽のみ)

(10)建築物等を借りている者にあっては、当該建築物等について権原を有している者の浄化槽の設置に係る承諾書

(11)浄化槽管理等届の写し

(12)使用開始検査等承諾書の写し

(13)工事費内訳書(見積書)

(14)保証登録証〔市町村用〕(ただし登録浄化槽の場合のみ)

(15)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、原則として当該年度の4月1日から12月28日までに前項の補助金交付申請を行わなければならない。
- 3 補助金の交付を受けようとする者で振込先が変更した場合は、様式第1号の2による振込先口座変更届により、市長に届出なければならない。

(交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査して、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付することを決定した者に対しては、様式第2号による六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書により通知し、交付しないことを決定した者に対しては、様式第3号による六甲山浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書により、理由を付して通知するものとする。

(変更承認申請等)

第9条 前条第2項の規定により補助金交付の決定通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、申請書若しくはその添付図面の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ様式第4号による六甲山浄化槽設置整備事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の変更承認申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、承認することを決定した者に対しては様式第5号による六甲山浄化槽設置整備事業変更承認通知書により、承認しないことを決定した者に対しては様式第6号による六甲山浄化槽設置整備事業変更不承認通知書により、それぞれ通知するものとする。
- 3 補助対象者は、補助事業が申請書に記載された予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、直ちに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助事業が完了した日の翌日から起算して1箇月を経過した日又は補助金の交付が決定された日の属する会計年度の末日いずれか早い日までに、様式第7号による六甲山浄化槽設置整備事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 様式第8号による浄化槽適正工事証明書
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (3) 補助事業の施行に係る領収書又は請求書の写し
- (4) 工事費内訳書（実績書）
- (5) 浄化槽設置チェックリスト
- (6) 工事写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

(交付額の確定及び通知)

第11条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、当該報告書の審査及び必要に応じて

行う現地調査によりその報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の交付額を確定し、様式第9号による六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（以下「確定通知書」という。）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知後、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付を受けた者等の責務）

第12条 補助金の交付を受けた者又は補助金の交付を受けたものから委託された浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者（以下「補助金の交付を受けた者等」という。）は、補助金の交付を受けて整備した浄化槽の機能が正常に維持されるように、浄化槽法及び神戸市浄化槽指導要綱に規定する浄化槽管理者の義務を順守し、適正な管理に努めなければならない。

2 補助金の交付を受けた者等は、浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質検査並びに同法第10条の規定による保守点検及び清掃の実施はもとより、周辺の水環境の保全に配慮しなければならない。

（現場確認等）

第13条 市長は、補助事業が適正に行われていることを確認するため必要があると認めるときは、補助対象者に対し、補助金の交付に関し必要な事項について報告若しくは資料の提出を求め、検査し、指示し、又は浄化槽の設置工事の状況を工事現場において確認するものとする。

（補助金交付の取消し等）

第14条 市長は、補助対象者が、この要領の規定又はこの要領に基づく市長の指示に違反したとき、若しくは規則第10条又は第19条第1項各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、若しくは交付額を変更することができる。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、期限を定めて、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じるものとする。

（財産処分の制限）

第15条 市長は、補助対象者が当該補助事業により設置した浄化槽を、市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供させてはならない。

ただし、補助対象者が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納入した場合又は補助金の交付目的及び浄化槽設置後、15年を経過した場合は、この限りでない。

（施行の委任）

第16条 この要領の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号（第7条関係）

六甲山浄化槽補助金交付申請書

年　月　日

神戸市長

あて

申請者 住所

氏名

電話 () -

年度において浄化槽を設置したいので、六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付要領第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 設置場所	神戸市　区			
2 浄化槽の種類	処理方式	<input type="checkbox"/> 分離接触ばっ気方式	規　　模	人槽
		<input type="checkbox"/> 嫌気濾床接触曝気方式	認定番号	
	<input type="checkbox"/> その他 ()			
	高度処理型 の種別			
製造業者名		浄化槽登録番号		
工事業者名	(登録番号)	浄化槽設備士名		
3 建築物の用途				
4 建築物の面積	m ²			
5 着工予定日	年　月　日			
6 完成予定日	年　月　日			
添付図書	要領第7条に規定する図書			

注) 該当する□には、✓印を記入して下さい。

裏面も記入してください。

様式第1号（第7条関係）

7 請求金額	金 円			
8 振込先	金融機関名	銀行		
		信用金庫	支店	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他（ ）
	口座番号			
	フリガナ			
氏名				

注) 該当する□には、✓印を記入して下さい。

振込先口座変更届

年　月　日

神戸市長　　あて

申請者 住所

氏名

電話 (　　) ー

年　月　日に申請を行った浄化槽補助金交付申請書の振込先口座を下記のとおり変更してください。

記

1 変更前 振込先	金融機関名	銀行		
		信用金庫	支店	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他 ()
	口座番号			
	フリガナ			
氏名				
2 変更後 振込先	金融機関名	銀行		
		信用金庫	支店	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	<input type="checkbox"/> その他 ()
	口座番号			
	フリガナ			
氏名				

注) 該当する□には、✓印を記入して下さい。

六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付けで交付申請のあった六甲山浄化槽設置整備事業の補助金については、下記のとおり交付を決定したので、六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付要領第8条第2項の規定により通知します。

記

1 交付予定額	金 円
2 交付の条件	<p>(1) 補助事業は、浄化槽法第6条に規定する浄化槽工事の技術上の基準により、適正に行うこと。</p> <p>(2) 年 月 日までに補助事業を完了すること。</p> <p>(3) 申請書若しくはその添付図書の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。</p> <p>(4) 補助事業の遂行の状況に関し、市長の要求があったときは速やかに報告すること。</p> <p>(5) 補助事業完了後は、速やかに実績報告書を市長に提出すること。</p> <p>(6) 浄化槽設置後は、浄化槽法第7条及び第11条の規定による水質検査並びに同法第10条の規定による保守点検及び清掃を適切に実施すること。</p>

六甲山浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書

(公 印 省 略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付けで交付申請のあった六甲山浄化槽設置整備事業の補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付要領第8条第2項の規定により通知します。

記

1 理由

六甲山浄化槽設置整備事業変更承認申請書

年　月　日

神戸市長

あて

補助対象者 住所

氏名

電話 () -

年　月　日付け第　　号により補助金の交付決定を受けた六甲山浄化槽設置整備事業について、申請内容を下記のとおり変更したいので、六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付要領第9条第1項の規定により申請します。

記

1 変更事項等	<input type="checkbox"/> 申請書又は添付図書の内容の変更	
	変更前	変更後
	<input type="checkbox"/> 補助事業の中止 中止年月日 年　月　日	
2 理由		

注) 該当する□には、✓印を記入して下さい。

六甲山浄化槽設置整備事業変更承認通知書

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付けで申請のあった六甲山浄化槽設置整備事業の変更申請については、下記のとおり決定したので、六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付要領第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認する

2 承認事項

六甲山浄化槽設置整備事業変更不承認通知書

(公印省略)

第 号
年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付けで申請のあった六甲山浄化槽設置整備事業の変更申請については、下記のとおり決定したので、六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付要領第9条第2項の規定により通知します。

記

1 承認しない

2 理由

六甲山浄化槽設置整備事業実績報告書

年　月　日

神戸市長

あて

補助対象者 住所

氏名

電話 () -

年　月　日付け第　　号により補助金の交付決定を受けた六甲山浄化槽設置整備事業が完了しましたので、六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付要領第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 完了年月日	年　月　日			
2 浄化槽の種類	処理方 式	<input type="checkbox"/> 分離接触ばつ気方式 <input type="checkbox"/> 嫌気濾床接触曝気方式 <input type="checkbox"/> その他 ()	規模 認定番号	人槽
	製造業者名		淨化槽 登録番号	
	工事業者名	(登録番号)	淨化槽 設備士名	
添付図書	要領第10条に規定する図書			

注) 該当する□には、✓印を記入して下さい。

浄化槽適正工事証明書

年　月　日

神戸市長

あて

報告者
 (浄化槽事業者) 住所

氏名

登録番号

電話 () -

下記の浄化槽の設置整備事業について、適正に工事が完了したことを証します。

なお、万一工事の欠陥により、当該浄化槽が所定の性能を発揮することが困難と認めるときは、浄化槽事業者の責任により改善することを誓約いたします。

記

1 拠助対象者	住 所			
	氏 名			
2 浄化槽の設置場所	神戸市 区			
3 浄化槽の種類	処理方式	<input type="checkbox"/> 分離接触ばつ気方式 <input type="checkbox"/> 嫌気濾床接触曝氣方式 <input type="checkbox"/> その他 ()	規 模	人槽
	製造業者名		認定番号	
4 担当した浄化槽設備士	氏 名		浄化槽登録番号	
5 設置工事の現場写真	(1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真 (2) 基礎工事の状況を示す写真 (3) 据付工事の状況を示す写真 (4) かさ上げの状況を示す写真	栗石地業完了後 基礎工事完了後	別添1 別添2 別添3 別添4 別添5	
6 現場確認事項	浄化槽設置チェックリスト（別添6）のとおり			

注) 該当する□には、✓印を記入して下さい。

六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書

(公印省略)

第 号

年 月 日

様

神戸市長

年 月 日付けで実績報告のあった六甲山浄化槽設置整備事業については、下記のとおり補助金交付額を確定したので、六甲山浄化槽設置整備事業補助金交付要領第11条の規定により通知します。

記

1 補助金交付額	金	円